

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
◎特定都市河川流域における基準降雨の 定め (河 川 課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地 の変更の承認 (会計管理課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関 し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数 の50分の1の数 (11・20掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす る場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	3
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	3

告 示

高知県告示第698号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、令和6年12月国土交通省告示第1316号（特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件）において指定された特定都市河川流域における同条第1項の基準降雨を次のとおり定めた。

令和6年12月3日

高知県知事 濱田 省司

降雨波形：中央集中型 生起確率：10年に1度 24時間総雨量：442.1mm 最大降雨強度（1時間）：76.5mm／h 最大降雨強度（10分間）：127.2mm／h											
時	分	降雨量 (mm／ h)	時	分	降雨量 (mm／ h)	時	分	降雨量 (mm／ h)	時	分	降雨量 (mm／ h)
0	0－10	9.0	6	0－10	13.4	12	0－10	88.1	18	0－10	13.1
	10－20	9.1		10－20	13.6		10－20	63.0		10－20	12.9
	20－30	9.1		20－30	13.9		20－30	51.5		20－30	12.7
	30－40	9.2		30－40	14.1		30－40	44.4		30－40	12.5
	40－50	9.3		40－50	14.3		40－50	39.5		40－50	12.4
	50－60	9.4		50－60	14.6		50－60	35.9		50－60	12.2
1	0－10	9.5	7	0－10	14.9	13	0－10	33.0	19	0－10	12.0
	10－20	9.5		10－20	15.2		10－20	30.7		10－20	11.9
	20－30	9.6		20－30	15.5		20－30	28.8		20－30	11.7
	30－40	9.7		30－40	15.8		30－40	27.2		30－40	11.6
	40－50	9.8		40－50	16.2		40－50	25.8		40－50	11.4
	50－60	9.9		50－60	16.5		50－60	24.6		50－60	11.3
	0－10	10.0		0－10	16.9		0－10	23.6		0－10	11.2

2	10—20	10. 1	8	10—20	17. 3	14	10—20	22. 6	20	10—20	11. 0
	20—30	10. 2		20—30	17. 8		20—30	21. 8		20—30	10. 9
	30—40	10. 3		30—40	18. 3		30—40	21. 0		30—40	10. 8
	40—50	10. 4		40—50	18. 8		40—50	20. 3		40—50	10. 7
	50—60	10. 5		50—60	19. 4		50—60	19. 7		50—60	10. 6
3	0 —10	10. 6	9	0 —10	20. 0	15	0 —10	19. 1	21	0 —10	10. 5
	10—20	10. 7		10—20	20. 6		10—20	18. 5		10—20	10. 3
	20—30	10. 8		20—30	21. 4		20—30	18. 0		20—30	10. 2
	30—40	11. 0		30—40	22. 2		30—40	17. 6		30—40	10. 1
	40—50	11. 1		40—50	23. 1		40—50	17. 1		40—50	10. 0
	50—60	11. 2		50—60	24. 1		50—60	16. 7		50—60	9. 9
4	0 —10	11. 4	10	0 —10	25. 2	16	0 —10	16. 3	22	0 —10	9. 9
	10—20	11. 5		10—20	26. 5		10—20	16. 0		10—20	9. 8
	20—30	11. 6		20—30	28. 0		20—30	15. 6		20—30	9. 7
	30—40	11. 8		30—40	29. 7		30—40	15. 3		30—40	9. 6
	40—50	11. 9		40—50	31. 8		40—50	15. 0		40—50	9. 5
	50—60	12. 1		50—60	34. 4		50—60	14. 7		50—60	9. 4
5	0 —10	12. 3	11	0 —10	37. 6	17	0 —10	14. 5	23	0 —10	9. 3
	10—20	12. 4		10—20	41. 8		10—20	14. 2		10—20	9. 3
	20—30	12. 6		20—30	47. 6		20—30	14. 0		20—30	9. 2
	30—40	12. 8		30—40	56. 4		30—40	13. 7		30—40	9. 1
	40—50	13. 0		40—50	72. 5		40—50	13. 5		40—50	9. 0

	50—60	13. 2		50—60	127. 2		50—60	13. 3		50—60	9. 0
--	-------	-------	--	-------	--------	--	-------	-------	--	-------	------

高知県告示第699号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和6年12月3日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市蓮池	2186番8	5.00	24.66	
字水押	2186番12	5.00	32.99	

高知県告示第700号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月3日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
取締役頭取 海治 勝彦
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 高知市中万々22番地3
株式会社高知銀行 万々支店
(変更後) 高知市東久万192番地1
株式会社高知銀行 万々支店
- 変更承認年月日
令和6年11月21日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,528人である。

令和6年11月20日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知

県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,727人である。

令和6年11月20日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年11月20日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	89,479人
室戸市・東洋町選挙区	4,111人
安芸市・芸西村選挙区	5,634人
南国市選挙区	12,901人
土佐市選挙区	7,303人
須崎市選挙区	5,544人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,138人
土佐清水市選挙区	3,549人
四万十市選挙区	9,095人
香南市選挙区	9,165人
香美市選挙区	7,082人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,828人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,961人
吾川郡選挙区	7,520人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,615人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,266人
黒潮町選挙区	2,936人

監 査 公 表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月3日

高知県監査委員

6 高行管第313号

令和6年10月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和6年9月6日付け6高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正することができていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

日頃の支出審査や会計検査等を通じて、常に法的根拠を意識しながら会計事務を行うという基本的な姿勢を職員に身に付けてもらえるように支援するとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる課長補佐等に加え、会計事務に関して担当者への指導を中心となって行うチームに対し、会計事務に関するOJTの推進や部下の業務の進捗管理の重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらに、現在検討中の財務会計システムの再構築の中で、人為的ミス防止機能の拡充とともに事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりを引き続き取り組んでまいります。

第2 指摘事項の該当機関

商工労働部工業振興課

1 指摘事項

令和5年度高知県防災関連製品等広報業務の変更契約書に受託者の代表者印がなかった。

これは、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、当該契約は、確定しないものとする定め、地方自治法第234条第5項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

当該事務処理については、工業振興課が年度当初に締結

をした防災関連製品の広報業務の契約において、仕様書に定めていた内容に一部変更が生じ、変更契約を締結しようとした際に発生しました。受託者が誤って、社印のみを押印していたところ、確認不足から誤りに気づかず、代表者印がないまま、契約書の作成をしてしまったことが原因です。

3 措置状況

押印漏れについては、指摘後、早急に受託者に代表者印を押印していただき、是正しました。

また、再発防止のため、所属全体に会計事務の重要性について、再度周知しました。

その上で、今後は、契約締結時の確認シートを新たに作成し、相手方に契約書を送付する際には複数名による最終確認のうえ送付するよう徹底します。